

議案第9号

利根町介護保険条例の一部を改正する条例

利根町介護保険条例（平成12年利根町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「27,900円」を「30,500円」に改め、同項第2号中「41,800円」を「46,000円」に改め、同項第3号中「41,800円」を「46,300円」に改め、同項第4号中「50,200円」を「60,400円」に改め、同項第5号中「55,800円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「66,900円」を「80,600円」に改め、同項第7号中「72,500円」を「87,300円」に改め、同項第8号中「83,700円」を「100,800円」に改め、同項第9号中「94,800円」を「114,200円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,600円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,100円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,500円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,200円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「16,700円」を「19,100円」に改め、同項第2号中「27,900円」を「32,500円」に改め、同項第3号中「39,000円」を「46,000円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号ロ」を「,第8号ロ,第9号ロ,第10号ロ,第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の利根町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年3月4日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率の規定を改めたいので提案する。